

「県民の皆様へのお願い」の変更について

2月26日、新型コロナウイルス政府対策本部により、基本的対処方針が変更されたことから、「県民の皆様へのお願い」を変更しました。

また、京都府・大阪府・兵庫県では引き続き、各府県民に対して不要不急の外出自粛を要請していることから、3府県への不要不急の外出は、当面の間、控えるようお願いしております。

県では、別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、御協力をよろしくお願い致します。

変更項目

◆変更前

【県民の皆様へのお願い（2月3日）】

- ・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県
栃木県（2月7日まで）



◆変更後

【県民の皆様へのお願い（2月26日）】

- ・ 緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

※埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県（3月7日まで）

※岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県（2月28日まで）

追加項目

- ・ 京都府・大阪府・兵庫県への不要不急の外出は控える

※期間:3月1日以降、各府県が府県民へ不要不急の外出の自粛を要請しているまでの期間

※通勤や通学等が出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
(危機管理局危機管理・消防課 073-441-2273)

小川・撫養(むや)
(内線 2273)